

## 平成18年度 情報公開制度の利用状況をお知らせします

情報公開制度は、市の仕事や仕組みを知っていただくため、市民の皆さんの要求に応じて市が持っている公文書を公開する制度です。平成18年度の利用状況は、右表のとおりです。公文書を閲覧したい時や写しの交付を受けたい時は、市役所4階総務課行政係へお問い合わせください。



☎ 総務課行政係 ☎ 44-3100

### 利用状況

請求人数	14人
請求件数	61件

### 主な請求内訳

各種委員会等の会議録など。

### 内訳

公開・非公開などの結果	件数
公開	33件
部分公開	16件
内 非公開	7件
訳 却下	5件
不服申立て	0件
合計	61件

部分公開・非公開は、個人情報の保護などのため。却下は、公文書が存在しないため。

## 児童扶養手当の申請はお済みですか

児童扶養手当は、父親と一緒に生活できないまたは、父親に重度障害がある18歳までのお子さん（障害のあるおさんは20歳まで）のいる家庭などで、所得が一定額以下の方に支給される手当です。

労働基準法などに基づく遺族補償、公的年金給付（老齢福祉年金は除く）を受けている方は、児童扶養手当は支給されません。

対象 次のいずれかに当てはまるお子さんの保護者 父母が婚姻を解消したお子さん 父親が死亡したお子さん 父親が重度の障害を持つお子さん 父親の生死が明らかでないお子さん 婚姻によらないで生まれたお子さん その他、特別な事情があるお子さん

支給額 第1子...9,850円～41,720円（所得によって異なります）

第2子...5,000円 第3子以降...3,000円

手続きに必要な物 認め印、振り込み先口座の分かるもの（郵便局は除く）、申請者と対象児童の戸籍謄本、年金手帳、所得課税証明（平成19年1月2日以降に転入してきた方）、未婚・離婚証明書とその日本語訳（外国人の方）、パスポート（外国人の方）、外国人登録証明書（外国人の方）

現在、児童扶養手当を受給している方は、8月31日（金）までに現況届の提出をお願いします。

☎☎ しあわせ推進課子ども係

☎ 44-3120

市民サービス課市民福祉係

☎ 23-9213



## 重度障害者(児)医療費助成の更新をお忘れなく

10月から重度障害者(児)医療費助成金の受給者証が更新されます。

現在、受給を受けている方は、忘れずに更新の手続きをしてください。

対象 次のいずれかに当てはまる方  
身体障害者手帳1・2級をお持ちの方  
療育手帳Aをお持ちの方 特別児童扶養手当1級を受給している方  
身体障害者手帳の内部障害3級をお持ちの方

更新方法 事前に送付された更新申請書に必要事項を記入して、市役所1階しあわせ推進課障害者福祉係または、支所1階市民サービス課市民福祉係まで提出してください。

更新締切 8月24日（金）

持ち物 健康保険証、振り込み先に変更のある方は新しい振り込み先口座の分かるもの（郵便局は除く）

☎☎ しあわせ推進課障害者福祉係

☎ 44-3114

市民サービス課市民福祉係

☎ 23-9213

## 住民基本台帳カードを作りませんか？

住民基本台帳カードは、カード内に記録された住民票コードにより住基ネットで本人確認ができる便利なICカードです。

顔写真付きの住基カードは身分証明書としても利用できます。

受付日時 月～金曜日午前9時～午後4時30分（祝日は除く）

交付場所 市役所1階市民課、支所1階市民サービス課（市民サービス課では、即日交付できません）

手数料 500円

持ち物 運転免許証などの本人確認書類（ない方は、即日交付できません）、認め印、写真（縦45mm×横35mm。6か月以内に無帽、無背景、正面向きで撮影したもの）  
写真は市役所でも無料で撮影します。

☎☎ 市民課市民サービス係

☎ 44-3112

市民サービス課市民サービス係

☎ 23-9212